

岐阜県業務継続計画の概要

～発災時における業務の早期継続に向けて～

1 業務継続計画とは

なぜ、業務継続計画を策定するのか

- ・大規模地震等による職員の被災
- ・県庁舎等公共用施設の機能停止等

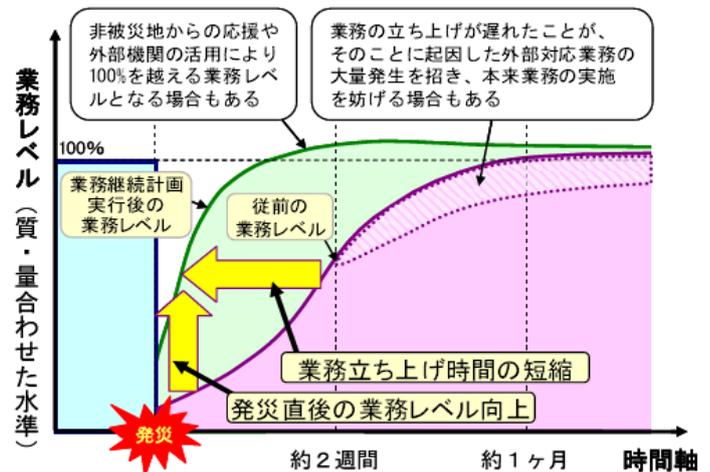
このような状況下にあっても

- 県民の生命、財産の保護及び県民生活や社会機能の維持
- 市町村における業務継続の支援

が求められている。

業務継続計画策定の効果は

- あらかじめ非常時に実施する業務を特定することにより、業務の立ち上げ時間を短縮。
- 発災を想定した事前対策を実施することにより、発災直後の業務レベルが向上



事業継続計画策定にあたって

参考

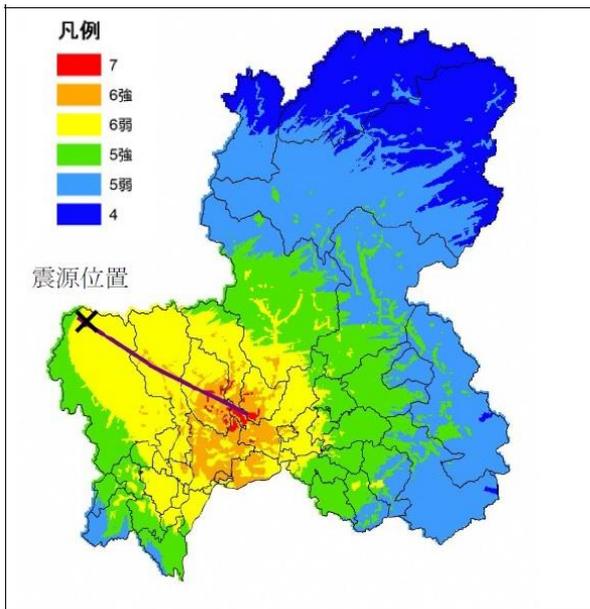
(東日本大震災) 震災対策検証委員会からの提言

参考

被災県 (宮城県) の発災時の検証

2 被害状況の想定

- 内陸型「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震」（海溝型地震<内陸型地震）
 - 現時点の想定で岐阜県に最も大きな被害をもたらす地震
- 地震の規模は、岐阜市、山根市、関市、美濃市で 震度7
県庁舎立地地域においては 震度6強
 - 県庁舎の機能停止の可能性は低いが、不測の事態により一部・全部が使用できなくなった場合も想定
- 人的被害や建物被害等が最大となると予想される早朝5時の発生を想定
 - 職員の登庁（参集）が必要



参考「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震」による主な被害予測結果

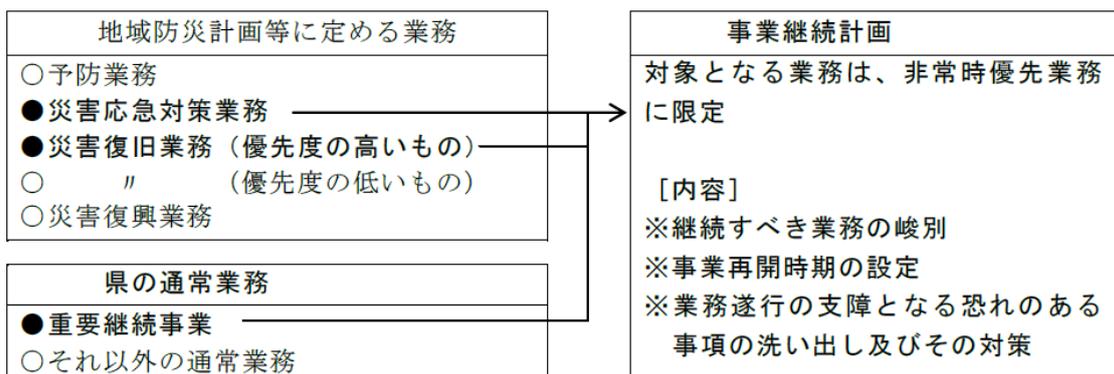
内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査（H29-30）

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度	7	岐阜市、山根市、関市、美濃市		
	6強	各務原市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、揖斐川町、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町		
	6弱	羽島市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、可児市、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、下呂市		
建物被害	全壊	77,000 棟		
	半壊	130,000 棟		
	焼失	430 棟	520 棟	1,430 棟
人的被害	死者	3,700 人	1,400 人	2,200 人
	負傷者	30,500 人	24,400 人	21,700 人
避難者		272,000 人		273,000 人

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村

3 非常時優先業務の選定



地震災害応急対策業務

「岐阜県地域防災計画」で定められた県の災害発生後に行う応急復旧対策業務等。最も優先度の高い業務。

継続すべき通常業務

発災時であっても県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある業務として、継続しなければならない業務。

非常時優先業務一覧表

各所属で策定

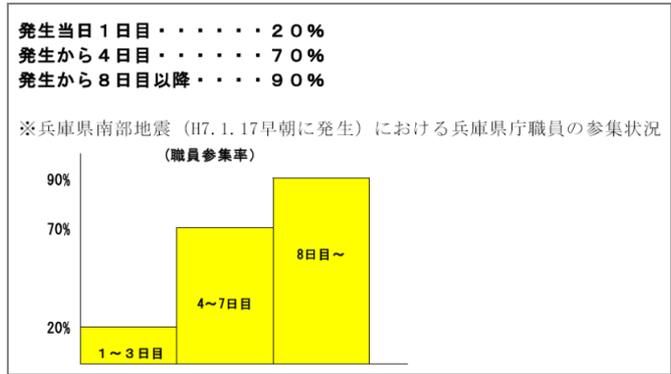
業務開始目標時間	地震災害応急対策業務	継続すべき通常業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の立ち上げ(人・場所・通信・情報等) ・被害状況の把握(被害情報の収集・伝達・報告) ・応急活動に係る市町村支援(救助・救急) ・職員の安否確認、参集状況の把握(随時) ・広域応援要請(自衛隊、警察、消防、DMAT等に係る国、他の公共団体への派遣要請) 	
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理施設の応急復旧に係る業務(道路、上下水道等) ・応急活動に係る市町村支援(被災者支援含む)(緊急輸送、二次被害予防、社会基盤応急復旧、保健衛生、避難所運営、食料・物資供給等) ・災害救助法関係業務 ・火薬類、毒・劇薬等の応急対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの確保(県営水道) ・社会的弱者の生活支援(肢体不自由児施設、児童保護施設等)
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の向上に係る支援業務(保健師の派遣等) ・復旧・復興業務開始に係る市町村の支援(ゴミ・瓦礫処理等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保持(食品衛生・環境保全) ・教育環境の確保(県立学校) ・業務システムの再開等
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化(支援) ・住宅の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民サービス維持(県税、県民生活相談、旅券) ・金銭の支払い、支給業務(契約、給与、補助費等)
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務(支援) ・その他の業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復

4 業務資源の確保

人事課の主業務

職員

■安否確認	各所属毎に確認 → 人事課 → 災害対策本部
■参集状況	参集人員の把握(業務継続に要する人員の確保)
■応援職員	他課との調整(他団体との応援協定等の締結除く)



参集予測人員

	1日目	4日目	8日目～
参集人数	約800人	約3,000人	約3,800人
参集率	約20%	約70%	約90%

執務室等

一部もしくは全部が使用できない場合の代替施設の確保等

県庁舎機能

◎本部員会議、緊急対策チーム 《岐阜県防災交流センター》

◎継続すべき通常業務 《県民ふれあい会館》

↓ 上記対応が不可の場合

◎相互補完体制による機能移転

(総合庁舎、健康科学センター、ソフトピアジャパン等)

各総合庁舎機能

相互補完体制による機能移転

その他

電力、上下水道、食料・飲料水、エレベーター・空調、ガス及びネットワークの現状と課題、対策について検討

5 指揮命令系統等

(指揮命令)

○災害応急対策業務

「地域防災計画」等に定められた体制

○継続すべき通常業務

通常の指揮命令系統

(職務代行)

責任者が不在となる場合を想定し、職務の代行や継承について、あらかじめ定めておく

6 業務継続体制の向上

PDCAサイクルによる継続的な改善

業務継続計画の実効性を高めるために、教育や研修により、計画の定期的な点検を行い、継続的に改善を行う。

市町村との連携

業務継続計画に関する説明会や情報提供を必要に応じて行い、市町村の業務継続計画策定を支援していく。

